

令和5年度における公共工事の入札・契約制度について

1 共同企業体（JV）対象工事における混合入札金額の拡大

平成30年度からJV対象工事のうち「土木」、「建築」等一部の工種については、不調対策や競争性確保のため、工事費が一定の金額帯において単体企業でも応札可能な混合入札としていますが、工種「上水道」についても混合入札の対象とします。

実施時期：**令和5年4月1日以降に公告**する案件から実施

工種	JV対象金額	うち、混合入札の対象とする金額帯	
		<変更前>	<変更後>
土木	5億円以上	5億円以上7億円未満	変更なし
建築	7億円以上	7億円以上12億円未満	変更なし
電気	2億円以上	2億円以上4億円未満	変更なし
管	2億円以上	2億円以上4億円未満	変更なし
管更生	1億円以上	1億円以上3億円未満	変更なし
解体	1億円以上	1億円以上3億円未満	変更なし
上水道	4億円以上	設定なし	4億円以上6億円未満

2 総合評価落札方式に関する見直し

(1) 評価項目の配点の変更

「配置予定現場代理人の横浜市優良工事現場責任者表彰の実績（配点：2点）」について、取得することの難易度や効果、他の評価項目との配点バランスを勘案し、**配点を3点に変更**します。

評価項目「配置予定現場代理人の横浜市優良工事現場責任者表彰の実績」について

配置予定現場代理人が過去5年間に、本件工事と同一部門で横浜市優良工事現場責任者表彰を受けている場合に、評価をします。

配点： 2点（令和4年度） → 3点（令和5年度）

(2) 簡易型における提案数制限の実施

「簡易型」における工程管理や品質確保など「簡易な施工計画」の評価項目について、評価項目ごとの提案数を5提案までとし、1提案あたりの文字数に上限を設定する提案数制限を実施します。

発注工事ごとに、「従来どおり提案数に制限を設けないもの」と「提案数を制限するもの」のいずれかを設定します。

実施時期：令和5年3月28日以降に公告する案件から実施

※ 機構改革に伴う所属名の読み替えについて

令和5年4月1日付の機構改革に伴い、ガイドライン、実施要領書等に記載されている所属名については、次のとおり読み替えてください。

読み替え前： 財政局 公共施設・事業調整室 公共施設・事業調整課

読み替え後： 財政局 ファシリティマネジメント推進室 公共事業調整課

※ 総合評価落札方式の詳細については、次のホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sougouhyouka.html>

3 情報共有システム（ASP）の活用について

令和5年度より、横浜市が発注する工事（営繕工事を除く）において、「受発注者のコミュニケーションの円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を目的として、受発注者協議の上で、工事打合せ簿等を対象に情報共有システム（ASP）を活用できるようにします。活用する際には、横浜市土木工事等の情報共有システム実施要領をご確認の上、工事関係書類一覧表（土木工事編）や工事関係書類簡素化の手引き（土木工事費編）を参考にしてください。

実施時期：令和5年4月1日以降に行う契約の申込みの誘引(公告、指名通知及び見積通知)に係る契約を締結した工事に適用

※ 情報共有システム（ASP）の詳細については、次のホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/asp.html>

4 施工時期の平準化を目的として債務負担行為の設定を行った工期1年未満工事について

令和5年度より、施工時期の平準化を目的として、工期1年未満の工事について債務負担行為の設定を行った工事（工期が2か年度に及ぶもの）について、工事件名の末尾に「(平準化工事)」と記載するものとし、前払金並びに出来形部分検査及び部分払については次のとおり取り扱うものとします。

(1) 前払金の支払いについて

前払金は、当初年度に一括で支払います。当初年度の支払いは、原則として前払金のみとなります。

(2) 出来形部分検査及び部分払について

当初年度末の出来形部分検査を省略します。当初年度に部分払いは行いません。

5 低入札価格取扱要綱の改正について

低入札価格調査において、現場説明書により提出が求められている場合は、2次下請負以下の実際に施工する事業者を含む見積書等の提出を求める旨を明記しました。

また、低入札価格事後コスト調査報告書（添付資料を含む）について、記載内容が明確となるよう様式を改正しました。

※ 低入札価格調査資料に不備等がある場合などにより落札者とししない取扱いについては、次のホームページをご参照ください。

【URL】 <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/teinyuukizyunn2016.htm>

実施時期：令和5年4月1日以降に公告する案件から実施

6 工事請負契約約款及び製造請負契約約款の改正について

公共工事標準請負契約約款改正に伴い、契約約款に改正内容（請負代金内訳書への法定福利費の明示、建設発生土の搬出先の明確化など）を反映しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部改正について」

【URL】 http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20230401_yakkankaisei.pdf

実施時期：令和5年4月1日以降に行う契約の申込みの誘引(公告、指名通知及び見積通知)に係る契約から適用

(次ページあり)

7 『最低制限価格又は調査基準価格の算定における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の分類』の更新について

工事の最低制限価格又は調査基準価格の算定における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の分類について、入札のとびらホームページ掲載の資料を分かりやすく更新しました。

【URL】 http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/202303_hyoubunrui.pdf

担当：（1、7について） 財政局契約第一課 電話 045-671-2228
（2について） 財政局公共事業調整課 電話 045-671-4084
（4（契約手続関係）、5、6について） 財政局契約第一課
電話 045-671-2246
（3、4（制度関係）について） 財政局公共事業調整課
電話 045-671-2025